

	事業名	事業主体	採 択 基 準		
			事業内容	受益面積	末端支配面積
経 営 体 育	経営体育成基盤整備 (一般型) (H15～)	県 土地改良区 等	1. 農業生産基盤整備事業 ア～オのうち2以上(アは単独でも可)の事業を実施する。 ア. 区画整理、イ. 農業用排水施設、ウ. 農道、エ. 暗渠排水、オ. 客土 2. 農業生産基盤整備付帯事業 3. 農村生活環境整備事業 4. 農業経営高度化支援事業 (ハード内ソフト事業) 担い手への農用地の利用集積を促進するため、以下の事業を実施。 ○高度土地利用調整事業 ・都道府県が行う指導事業 ・土地改良区等が行う調査・調整事業 ○農業経営高度化促進事業 ○耕地利用高度化推進事業 ・湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他条件整備活動	ha以上 20	ha以上
	集落営農育成基盤整備 (H18～)	県 土地改良区 等	1. 農業生産基盤整備事業 農業生産法人等を緊急的に育成するため、ア～オのうち2以上(ア又はイは単独でも可)の事業を実施する。 ア暗渠排水、イ区画整理、ウ客土、エ農業用排水施設、オ農道 2. 農業生産基盤整備付帯事業 3. 農村生活環境整備事業 4. 農業経営高度化支援事業 (ハード内ソフト事業) 法人等への農用地の利用集積を促進するため、以下の事業を実施。 ○高度土地利用調整事業 ・都道府県が行う指導事業 ・土地改良区等が行う調査・調整事業 ○農業経営高度化促進事業 ○耕地利用高度化推進事業 ・湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他条件整備活動	20	
成 基 盤 整 備 事 業	経営体育成基盤整備 (農業生産法人等育成型) (H19～23)	県 土地改良区 等	1. 農業生産基盤整備事業 農業生産法人等を緊急的に育成するため、ア～オのうち2以上(ア又はイは単独でも可)の事業を実施する。 ア暗渠排水、イ区画整理、ウ客土、エ農業用排水施設、オ農道 2. 農業生産基盤整備付帯事業 3. 農村生活環境整備事業 4. 農業経営高度化支援事業 (ハード内ソフト事業) 法人等への農用地の利用集積を促進するため、以下の事業を実施。 ○高度土地利用調整事業 ・都道府県が行う指導事業 ・土地改良区等が行う調査・調整事業 ○農業経営高度化促進事業 ○耕地利用高度化推進事業 ・湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他条件整備活動	20	
ほ 場 整 備 事 業	県営ほ場整備 (担い手育成型) (H9～H14)	県	農地の区画整理を基幹として、農業用排水路、農道、客土、暗渠排水等を行い、更に農地の集団化も併せて行う。	ha以上 20	ha以上